

## &lt;研究ノート&gt;

## 近代日本の「私生子」出生 (1)

——明治後期、関東一農村の戸籍役場『身分登記簿』を素材に——

松 村 敏

## 目 次

1. はじめに—研究史と問題の所在—
2. 近代日本における婚外子のイメージと実態
  - (1) 婚外子は差別されたか？
  - (2) 若干の著名な婚外子の事例
    - (i) 横山源之助 (1871 年生)
    - (ii) 室生犀星 (1889 年生)
    - (iii) 増田小夜 (1925 年生)
    - (iv) 土佐禰原村の橋の下の乞食 (明治初年頃生)
3. 明治後期、関東一農村の「私生子」出生
  - (1) 資料について
  - (2) A 村戸籍役場『身分登記簿』の分析
    - (i) 「私生子」出生の特徴 (以上, 本号)
    - (ii) 「私生子」出生の具体相 (以下, 次号)
    - (iii) 事実上の婚姻をなしていた両親の子たる「私生子」についての推計
4. 結論

## 1. はじめに—研究史と問題の所在—

本稿は、明治後期における関東一農村の戸籍役場『身分登記簿』を素材に、「私生児」の近似概念と考えられてきた民法上の「私生子」に関する統計の内容・意味を、届け出のあり方から再検討し、近代日本における「私生子」出生率の大きな変動の要因について従来の研究を再検討することを課題とする。

まずはじめに、関連する諸用語の説明を行っておこう。

- (1) 「私生児」とは、父親の不明な子、あるいは私通により生まれた子をさす通俗的な用語であり、「不義の子」という差別的なニュアンスを含む。
- (2) 「私生子」は、旧民法（ポアソナード民法）や明治民法上の用語であり、旧民法には、「父ノ知レサル子ハ私生子トス」（人事編第 96 条）と規定されている。
- (3) 「庶子」も民法上の用語であり、父が認知した私生子を意味する（旧民法人事編第 98 条、明治民法第 827 条）。
- (4) 「嫡出に非ざる子」「嫡出でない子」「非嫡出子」は、「私生子」（および「庶子」）に代わっ

て、1942年民法改正以降、現行民法でも使用されている用語である。

(5)「婚外子」は、「私生児」「私生子」などはもちろん、「非嫡出子」も負の価値判断があるとして、婚姻外で生まれた子についての価値中立的な用語として使われる<sup>(1)</sup>。

また後述のように、「私生子」の中には、事実上の婚内子にもかかわらず種々の理由で両親が婚姻届を出していなかったため法的には婚外子となった者が多かった。したがってそうした「私生子」は、社会的には婚内子であるが、法的には婚外子といえるし、「私生児」とは、「社会的婚外子」と表現しうる<sup>(2)</sup>。以下では、必要に応じてこれらの用語を使い分けることにする。

さて、戦後の日本では婚外子出生率は他の先進国に比しても著しく少なく、近年上昇傾向にあるとはいえまだ1%台であるが、かつては統計上の私生子出生率はもっと高かった。すなわち、日本の私生子統計の存在する最も古い年である1886年は3.9%であったが、その後、私生子の出生数も出生率も急増し、1901～1912年は庶子を含む私生子出生率は9%台に上った。しかしそれは大正期以降、次第に減少に向かい、1923年に7%台に低下した。また庶子を含まない私生子出生率は1900～1912年に8%台であったが、1923年に3%台、1928年に2%台、1936年には1%台に低下した。このように父親に認知されない私生子の減少は顕著であり、大正末以降は、法的婚外子の過半は父親に認知されるようになった。

ところでこうした婚外子の歴史的研究は、ヨーロッパではケンブリッジ・グループやアナル学派などによる歴史人口学の一環としてさかんに行われているが、日本ではまだきわめて少ないのが現状である。近世期については、加賀藩井波を対象とした深井甚三「近世在町の私生児と男女関係」<sup>(3)</sup>があり、文化年間以降の「人別書上帳」によって婚外子の分析を行い、近世後期とくに幕末にはかなり増加して嘉永期には2歳児の中で1割以上を占めたこと（その背景には性風俗の弛緩があったこと）、婚外子の母親は一般には下層民が多かったこと、この地方では婚外子は養子に出される者も多く、養子先は婚外子の父母の実家（つまり祖父母の家）や親戚も多く、加賀地方では婚外子の親の兄弟として処理されることも多かったとされていること、婚外子出産後両親が正式に結婚できた場合もあることなどを指摘している。後述のように、明治期においては婚姻届や出生届が法の規定どおり提出されないことが少なくなかったが、近世でも村役人や町名主などへのそうした届が厳密になされていたわけではないであろう<sup>(4)</sup>。しかし「人別書上帳」には、まだ正式な縁組をしていない足入れ婚により同居している者を記載している年度もあり、これに対し近代の戸籍関係資料は届出事項以外の点は一切記載されないから、近世の方が近代より実態がわかる場合もある。ただし幕末・明治初年でも婚外子を実母の弟妹として籍に入れる（届け出る）という虚偽の届出がなされる場合もあったことにも注意する必要がある。いずれにせよ、幕末頃の実態は明治(前)期頃の実態を推測する重要な材料になる。

近代については、私生子出生統計を利用して婚外子出生率の地域的特徴や変化を工業化と関連させて論じた速水融の小論文がある<sup>(5)</sup>。速水は、日本社会では婚外子に対して伝統的に寛容であり、近世においては婚外子と婚内子の区別は明瞭ではなく、婚外子を意味する適当な用語もな

く、近代に入って西欧的システムを導入する中で、「公生」と「私生」の区別がなされるようになったという。そして1880年代後半以降の統計を利用しながら婚外子出生率の地域的特徴や時系列的変化を検討している。そして婚外子出生率は、ほとんどの国で工業化・都市化とともに上昇したのに対して、日本では逆の傾向をみせて20世紀に入ると低下傾向を示し、その理由や近世期の高さの説明が課題としている<sup>(6)</sup>。しかし後述のように婚外子出生率の考察には資料批判が決定的に重要であると考えられるが、速水の議論は、私生子と社会的婚外子（私生児）を等値して議論している点や、統計における私生子の捕捉率・信憑性についてはほとんど検討していない点に重大な問題がある。

これに対して、社会学の立場から善積京子は、明治期から第二次大戦後の日本の婚外出生について統計データをあげながらその変化の要因などについてやや詳細に論じている<sup>(7)</sup>。善積は、まず既婚女性とその夫以外の男性との間の子などは実質的に婚外子だが出生時には婚内子となること、婚外子はしばしばその母の弟妹などという婚内子として虚偽の届出がなされることなどから、人口統計に示されている婚外子の数値は実際より「いくぶん少ないと考えられる」とする。また明治中期になぜ婚外子出生率が増加したかという問題についての加藤一郎説（前近代的な、農漁村における夜這いなどの婚前交渉から結婚にいたる慣行的ルートや若者組などによる厳しい婚姻統制が弛緩した<sup>(8)</sup>）を「社会的婚外子」の増加を説明したにすぎないと批判する。すなわち明治民法施行まで婚姻成立は法的にも届出婚主義と事実婚主義の折衷で一貫しなかったが、次第に事実婚の男女間の子は婚内子から婚外子として扱われるようになり、明治民法施行により厳格な届出婚主義が採用された。しかし庶民の間では届出婚主義の考え方が容易に浸透しなかった。さらに婚姻に際して、戸主の同意、戸主ないし推定家督相続人の他家への入籍の禁止などの要件が新たに設定されたため、こうした要件を満たさない場合は内縁に止まらざるをえなかった。こうして明治民法施行後、数年間私生子出生率が急増したという。

この善積の議論は、速水らのような議論を大きく乗り越えていると評価され、後述のように妥当と思われる点が多いが、一般的な可能性の指摘に止まっており、個々の要因についてのより具体的な検討はない。またすぐ述べるように、人口統計に捕捉されていない私生子の数は、善積の想定よりかなり多いと考えられるし、婚姻届を出さない夫婦がなぜ出生届は出すのかなどについても説明される必要があろう。

じつは婚姻届ばかりでなく、出生届も出さないもの、相当遅れて届け出るものも少なくなく、結局明治後期にはまだ婚姻届・出生届とも庶民の隅々までは徹底していなかったと考えられる。出生届をいつまで経っても出さなかったケースの数は事の性格上明らかにならないが、出生届遅延者については内閣統計局編纂「帝国人口動態統計」にデータがある。それによれば、じつに出生後40年以上経過してようやく出生届が出されたものもあり、1910年には前年以前出生の届出数の1910年出生の届出数に対する割合は5.1%にも上っていた。その他の年でも戦前は概ね3%台であり、大正後期～昭和期に至ってもなかなか低下しなかった<sup>(9)</sup>。そして出生年に届け

出なかった場合、翌年に届け出るものが最も多く、その後年数を経るにしたがって漸次逡減するが、男女とも6～7年目および男の場合は19～20年目に著しく多くなっている。これは就学および徴兵検査のため、督促によりまたは自発的に届出を行うものとみられる<sup>(10)</sup>。この出生届遅延の統計は、男女別・府県別の数値は知られるが、「公生」「私生」別は不明である。しかし後述のように、この出生届遅延者の大部分が私生子だったと推定される。とすれば、これらは統計上の私生子数（これは基本的に出生年に出生届が出されたものに限られる）に含まれていないから、出生が未届の私生子が多数存在していたことになる。

この場合、届出制が徹底しない層の特徴としては、下層ないし最下層という明確な階層性があるはずである。なぜなら、中産者以上の層は、財産の所有・相続のために「身分」・戸籍を法的に確定しておく必要がある。これに対して無産者は届出によるメリットがない。しかし中産者層以上の「家」でも、所有・相続すべき財産をもてない女子・次男以下については、届出制が徹底しない場合もありうる（後述のように実際にあったようである）。就学慣行が中上層でも日露戦後頃まではなかなか浸透しなかったことは<sup>(11)</sup>、これに拍車をかけることになる。しかしおそらく就学督促とともに婚姻より出生の方から届出制が徹底してゆくであろう<sup>(12)</sup>。

いずれにせよ、明治後期における統計上の私生子出生数の中にはかなりの社会的婚内子が含まれており、他方実際の私生子に対する統計上の捕捉率が低いとすると、私生子すなわち法的婚外子の統計は、現実の婚外子（すなわち私生児）の数量分析の材料としては、きわめて不十分となる。

以下、まず種々議論されている婚外子に対してどの程度明治の日本社会が寛容だったかについて、わずかな例ではあるが一応検討し、次に関東の一農村における『身分登記簿』の分析により、届け出られた私生子の実態について検討する。

#### 注

- (1) 善積京子『婚外子の社会学』（世界思想社、1993年）15～16頁。
- (2) 同上、81頁を参照。
- (3) 『日本史研究』385号、1994年、所収。
- (4) 近世の百姓・町人の婚姻に対する法的規制については、山中永之佑「徳川幕府法における『婚姻の成立』（一）（二）」（『阪大法学』27～28号、1958年）を参照。
- (5) A.Hayami, "Illegitimacy in Japan" In P.Laslett, K.Oosterveen and R.M.Smith ed., *Bastardy and its Comparative History* (Cambridge, 1980).
- (6) 地域の特徴としては、農村部は低く都市部は高いこと、大阪を中心とした地域が高く（これは近世大坂は巨大な商業都市で武士が少なかったことから、江戸に比して儒教倫理が浸透せずより世俗的現実的な気風があったことによるとしている）、また開拓もない北海道や、下関・長崎・横浜のような港町も高いことなどを指摘している。
- (7) 善積、前掲書、71～102頁。
- (8) 加藤一郎「非嫡出子」（『ジュリスト』227号、1961年）。
- (9) 岡崎文規『日本人口の実証的研究』（北隆館、1950年）170～174頁。

- (10) 関森健二「出生死亡の届洩に就て」(『統計集誌』551号, 1927年) 50頁。
- (11) 土方苑子『近代日本の学校と地域社会』(東京大学出版会, 1994年) 149~151頁。
- (12) 善積はさらに、大正期以降の私生子出生率の減少について、法律婚主義が浸透していったとし、それを裏付けるように内縁率の低下がみられることなどを議論している。説得的であるが、法律婚主義浸透の要因は議論されていない。考えうる要因としては、政策的な届出督促のほかに、就学慣行の定着、女性の地位の向上(足入れ婚の減少)、完全な無産者の減少(労働者の有産者化、農業労働者の減少)などがある。

## 2. 近代日本における婚外子のイメージと実態

### (1) 婚外子は差別されたか?

近代日本において婚外子がどの程度社会に受け入れられたか、彼らはどのような社会的存在だったかは、研究者の間で必ずしも見解が一致していない。この点は、私生子統計がどの程度信頼できるかにも関わってくる。

こんにち、婚外子に対する差別は容易に消滅せず、その差別をなくす運動が続けられているが、しかし「未婚の母」が公然と名乗りでたり、そうした差別に立ち向かう運動が活発化するのはいずれ30年ほど前にすぎないようである。そして日本社会では、婚外子を産むことや婚外子であることは、「私生児」という言葉からすぐ連想されるように忌むべきことであり差別の対象であったことは常識化している。

しかしなかには、日本でもかつては婚外子は決して差別されていなかったという説を唱える民俗学者もいる。森栗茂一は、関西の大都市近郊の町での聞き取りにより、次のように述べている。

〔いろいろな男女間のアソビがあり〕その結果、私生児もよくあることで、村では誰かが私生児をもらいうけて生活していた。子供は個別家族の子ではなく、村の子であったから、家族のなかに、一人くらい、どこの子かわからぬ子がいても、それを問題にする風はなかった。現在の東南アジアなどでも、どこの子かわからぬ子が家族のなかに紛れているのに、近代家族を前提とした我々は驚嘆する。しかし、それは人類としては普通のことであって、血縁で結ばれた近代家族を前提とする血縁至上主義こそ、国家と家族を血で結び付ける危険な思想なのである<sup>(1)</sup>。

しかし本当に、「子供は個別家族の子ではなく、村の子」で、婚外子も差別されなかったのが一般的だったのだろうか。さらに前述のように速水融は、用語の検討を踏まえて、近世期の人々は婚外子に寛容だったと述べ、これは説得的な主張のようにもみえる。とはいえ先の深井甚三の研究によれば、少なくとも幕末維新时期には、婚外子を実母の弟妹に偽装したりしており、すでにそれほど寛容ではなくなり差別があったと解釈できる。また民俗学者でも、赤松啓介(1909年生)は自らの体験から大正・昭和戦前期の播州農村について次のように記している。

稀にはあるが父のない子、すなわち私生児が生まれる。だいたい間引かれるものだが、母



親の考えやかけの父の意見で生まれることがあった。……いろいろと男〔実父〕が世話を  
してやればともかく、それでなければ誕生祝いその他の儀礼ができるはずはなく、役場へ届  
け出れば一応は私生児にしてもムラの戸籍へ入るが、ムラの子供として認知はされない。稀  
には母親がムラの土着であれば、相当の儀礼をしてムラの子供に加えるところもあるが、お  
おかたのムラは、ムラの子供と認めないのが普通である<sup>(2)</sup>。

あるいは、別の箇所では、

いわんや私生児とか、モライゴ、ヒライゴは宮詣りもしないのが多く、おなさけでムラに置  
いてはやるが、ムラの子供として面倒はみないということになる。ムラは社会福祉の団体で  
はないから、そうした面では極めて非情であった<sup>(3)</sup>。

と指摘している。もっともこのような民俗は、地域差が大きかった可能性がないとはいえないの  
で、以下さらに、比較的具体的な事情が判明する日本近代史上著名な人物で婚外子として生まれ  
た者、あるいは文芸作品の中の著名な婚外子の事例をいくつか紹介し、彼らが本当に差別されな  
かったのか、婚外子であることがどういう意味をもったかなどを簡単に紹介しよう。

## (2) 若干の著名な婚外子の事例

### (i) 横山源之助 (1871 年生)

『日本之下層社会』などの著者として著名な横山源之助は婚外子として生まれた。立花雄一  
「横山源之助小伝」<sup>(4)</sup>によれば、次のように記されている。

父母不詳である。産褥のときから、左官職横山伝兵衛・すい夫妻のもとに育ったという。出  
生には、隠された事情があったとされる。実父は出生地魚津の網元であり、小間使との間の  
子であったという。……養父母は実子以上に長子とした源之助に期待をかけ、あたたかく  
育てたといわれる。実直な、昔気質の職人夫妻の家で育ちながら、横山源之助はやがて複雑  
なおれの出生の秘密にすこしずつ目ざめていったようである。横山源之助は生まれながら  
にして、社会矛盾を負わされている。

また、ある文学全集の解題は、横山について同様な事情を記している。

魚津市役所からとりよせた古い戸籍謄本の写しによると、著者の横山源之助は、……父横  
山伝兵衛、母すいの長男として生まれたことになっている。が、これは戸籍上の擬制にすぎ  
ない。……〔源之助の実父は〕女中奉公の女に手をつけて、子どもをはらむと、暇を出し  
た。無情な父親である。女も子どもをおいて他家に嫁した。実父母の名が判然しない。金持  
や権力者の冷酷を憎むことのはなはだしい著者の性向は、網元の家生まれながら私生子と  
してすてられた暗い出生の秘密と、内面的につながっているように思われる<sup>(5)</sup>。

これによれば、実父母は婚外子として生まれた源之助を自らの子として育てることも、自分の子  
として認知することも嫌い、里子に出した。したがって源之助は私生子として役場に届けられて  
おらず、養父母の実子として虚偽の出生届がなされている。婚外子が実父母にとっても本人に

とっても忌むべきもの、隠さねばならないものであったことは明らかである。

#### (ii) 室生犀星 (1889 年生)

詩人室生犀星は、自らの生い立ちを晩年の 1961 年に次のように記している。

父は足軽組頭で祿高二百石、おそらく六十くらいの時分に、妻に先立たれた彼はつい小間使に手をつけ、そしてその小間使さんのお腹が大きくなって驚いたのである。足軽組頭でも瓦葺き門構えと、樗四枚戸の玄関式台に二本の長槍をらんまに架けた手前、女中さんのお腹の子を正式にはこの屋敷では生んで育てるわけにゆかなかったのである。屋敷の敷地は手広く、一囲いの茶の畠があった。……お茶の芽摘みに来た者との間に、犬の仔のようにやろうかもらおうかということになったものである<sup>(6)</sup>。

他方、犀星の年譜には、生地を金沢市（一説に富山県高岡市）としながら、次のようにある。

父は小畠弥左衛門吉種。母は吉種の女中であつた佐部すても、また、以前芸妓をしていた山崎千賀ともいう。生まれて間もなく、金沢市千日町二番地に住む赤井ハツ（後、犀星の養父となる雨宝院住職室生真乗の内縁の妻）に貰われ、私生子、照道として届出でられる。ハツにはすでにテエ・真道という二人の貰い子（後にきんが加わる）があり、血のつながりのない人間どうしがつくる家族の中で成長する<sup>(7)</sup>。

この年譜には、犀星は私生子として届け出がなされているとしているが、事実通りに実母の私生子として届け出られているとすれば、実母や生地に 2 説あることはないはずであり、この場合も横山源之助と同様に虚偽の出生届がなされている可能性がある。私生子としての届出が事実であれば、養母ハツの実子として届け出られたのではないか。いずれにせよ、実父吉種が死んだ夜、「実母は失踪し行方不明になった」と犀星は書いている<sup>(8)</sup>。

#### (iii) 増田小夜 (1925 年生)

増田小夜は、「ものごころついたとき、私は長野県の塩尻に近い郷原という田舎の、地主の家で子守をしていました」という書き出しで始まる『芸者－苦闘の半生涯』の著者である。同書には、彼女が婚外子として生まれ、芸者などとして働き、言い知れぬ苦勞を重ねて生きてきた半生が綴られている。

私は父なし子で、世間体が悪いからと生れてすぐ母の弟であるおじに引取られ、五歳のときまではおじが育てきれず、あの地主と知りあいの方が子守にしてくれろと話をもって来たのでやったのだ、と聞かされ、最後におじが、「お前もかわいそうな子だよ。」ぼそりと言ったのを今もおぼえています。……いま私は、親の無責任から罪のかたまりのようにこの世に生れ出たものが、どんなみじめな気持で一生を送らなければならないかを訴えて、私のような人生が、ぜったいに繰返されないようにと叫びたい気持でいっぱいです<sup>(9)</sup>。

などとある。

#### (iv) 土佐橋原村の橋の下の乞食 (明治初年頃生)

これは、宮本常一『忘れられた日本人』の中で、最も印象的な「土佐源氏」の話である。

わしはてて（父）なし子じゃった。母者が夜這いに来る男の種をみごもってできたのがわし  
で、流してしまおうと思うて、川の中へは行って腰をひやしてもながれん。石垣に腹をおち  
あててもおりん。木の上からとびおりても出ん。あきらめてしもうていたら、月足らずで生  
れた。生まれりゃアころすのはかわいそうじゃと爺と婆が隠居へ引きとって育ててくれた。  
母者はそれから嫁にいったが、………じゃから、わしは父御の顔も、母者の顔もおぼえては  
おらん<sup>(10)</sup>。

この後、彼は博労になり、その時の女性遍歴を語る話は有名である<sup>(11)</sup>。

以上、4例にすぎないが、かなり悲惨なケースを含めて嫡出子とは相当異なった境遇を生きざ  
るをえなかった。そもそも実父はもちろん実母が育てたケースも一つもない。戸籍も少なくとも  
2例は虚偽の届出をしていると思われる。また「土佐源氏」の話が事実であるとするれば、祖父母  
に引き取られその後実母が嫁にいったということは、この場合も実母の私生子として届けられ  
ず、出生届がなされたとするれば祖父母の実子として出された可能性が大きいであろう。さらに増  
田小夜の場合も、実母がいるにもかかわらず実母によって育てられなかったということは、事実  
どおりの出生届がなされた可能性は小さいと思われる。このように周囲から差別されたかはとも  
かく、そもそも実親らが忌むべきものとして子どもと自らの関係を隠し、戸籍上他人（知人・兄  
弟姉妹・親など）の嫡出子として虚偽の出生届を出す場合が少なくなかったことが推定され  
る。

#### 注

- (1) 森栗茂一『夜這いと近代買春』（明石書店、1995年）164頁。
- (2) 赤松啓介『非常民の民俗文化』（明石書店、1986年）97頁。
- (3) 同上、100頁。
- (4) 横山源之助『日本の下層社会』（岩波文庫、1985年改版）所収。引用は、397～398頁。
- (5) 神崎清「解題」同編『明治記録文学集』（明治文学全集96、筑摩書房、1967年）392～393頁。
- (6) 室生犀星「私の履歴書（抄）」同『加賀金沢／故郷を辞す』（講談社文芸文庫、1993年）10～11頁。
- (7) 「年譜－室生犀星」前掲『加賀金沢／故郷を辞す』323頁。
- (8) 同上。
- (9) 増田小夜『芸者』（平凡社ライブラリー、1995年）18～19頁。
- (10) 宮本常一『忘れられた日本人』（岩波文庫、1984年）133～134頁。
- (11) ただし事実は若干違うらしい。佐野真一『旅する巨人』（文芸春秋、1996年）294～303頁。

### 3. 明治後期、関東一農村の「私生子」出生

#### (1) 資料について

本章では、関東北部のA村を事例に、明治後期のA村戸籍役場『本籍人身分登記簿』に記載  
されている「私生子」出生届について検討する。

A村は、明治後期におよそ戸数400～500戸程度、人口2千～3千人程度の平場農村である。



「身分登記簿」とは、1898年に明治民法が施行されるとともに同年戸籍法（旧戸籍法）が制定され、それに基づいて「戸籍簿」とともに作成されたものであり、1914年の戸籍法改正で廃止、「戸籍簿」に一元化されるものである。その内容は、出生・嫡出子否認・私生子認知・養子縁組・養子離縁・婚姻・離婚・後見・隠居・失踪・死亡・家督相続などであり、出生届には、出生子の名および男女の別、出生年月日時・場所、父母の名・族称・職業・本籍地、出生子が入るべき家の戸主の名・族称・職業・本籍地等が必要とされ、届出人名などとともに「身分登記簿」にそれらが記されている。

各戸籍役場が作成した「身分登記簿」には、その地を本籍地とする被登記者の登記事項について作成した『本籍人身分登記簿』のほか、『非本籍人身分登記簿』がある。『非本籍人身分登記簿』には、被登記者の本籍が戸籍吏の管轄に属さないときに登記事項が記載されるが、登記後、戸籍吏は届書を管轄戸籍吏に送付し、管轄戸籍吏はそれを『本籍人身分登記簿』に登記する。したがって本籍から離れた遠隔地で出生届をその地の戸籍役場に届け出ても、本籍地の『本籍人身分登記簿』にも登記された。また出生届は、出生地、親の本籍地または寄留地の、いずれの戸籍吏にもなしうるようになっていたから、A村で出生した非本籍人がすべて『非本籍人身分登記簿』に登記されたとは限らない。それゆえ本稿では、『非本籍人身分登記簿』を考察の対象外とする。また本稿では、1898年～1912年のうち調査しえた11年（1898～1899, 1901～05, 1908～09, 1911～12年）の資料に基づいて分析を試みる。ただし1898年については、明治民法施行後の7月以降のみである。

## (2) A村戸籍役場『身分登記簿』の分析

上記の分析対象資料には、1,103名の出生届が記載され、その内訳は「嫡出子」912名、「私生子」182名、「庶子」9名であった<sup>(1)</sup>。ただし「私生子」のうち6名は届出日に同時に「私生子認知」も届け出られ、4名が「庶子」、2名が「嫡出子」になっている（このうち後者の「嫡出子」になった2ケースは、届出時よりかなり前に出生した「私生子」の出生届をだすとともに、出生後両親が法的に婚姻を結んだため、認知により「嫡出子」となったもの）。「庶子」として出生した9名は、当然すべて出生前（胎児の）認知であった。さらに「私生子」として出生した者のうち、のちに「庶子」として認知されたことが判明するものは、26名いた（出生届と同日の認知は除く。また「嫡出子」認知はなし）<sup>(2)</sup>。

### (i) 「私生子」出生の特徴

まず以下に、観察しうる「私生子」出生の諸特徴を列挙する。

#### (ア) 「私生子」出生率が異常に高い。

資料から算出した届出年別のA村の明治後期における「私生子」（「庶子」は除く。以下同様）出生率をみると平均では16.5%であり（表1）、この時期に「私生子」出生率の全国平均は8%台だったから、単純に比較するとA村の数値は農村部にかかわらず非常に高い。

表1 A村「本籍人」の「私生子」出生

届出年	出生届数A	「私生子」出生届数				B/A (%)	「庶子」出生届数C
		計B	男	女	村内出生 村外出生		
1898 (明31)	31	5	1	4	4 1	16.1	
99 (明32)	98	15	6	9	14 1	15.3	1
1901 (明34)	98	18	11	7	12 6	18.4	
02 (明35)	104	16	9	7	12 4	15.4	
03 (明36)	77	7	5	2	7 7	9.1	
04 (明37)	101	21	12	9	11 10	20.8	
05 (明38)	107	21	10	11	16 5	19.6	2
08 (明41)	114	20	9	11	15 5	17.5	
09 (明42)	110	18	12	6	13 5	16.4	2
11 (明44)	116	17	7	10	13 4	14.7	2
12 (明45)	147	24	8	16	18 6	16.3	2
計	1,103	182	90	92	135 47	16.5	9

注：1898年は、民法施行後の7月以降。

(イ) 出生届遅延のケースが多い。

戸籍法は、出生届を出生後10日以内に行うことを要するとしており（同法第68条）、「嫡出子」は調査の限りほとんどすべて出生後1週間位から遅くとも10日までには行われている。「私生子」出生でも規定通り届け出た場合も多いが、「嫡出子」と異なって遅れて届け出るケースがめだつ。「私生子」出生では、出生後10日以内に出されたものは76%にすぎず、19%は1年以上経てから届け出たのであり、5年以上の場合も14%もあった。最も遅い例では、出生後17年半経過した満17歳の時ようやく出生届がなされていた<sup>(3)</sup>（表2）。もっともかなり後になって届け出るのだから、出生年月日が正確である保証はないであろう。ただし「嫡出子」のみならず「私生子」でも、10日以内に届け出られた場合は規定の10日間際に出されたものも多く、これは法の規定を遵守しようとしているものと解釈できる。

表2 出生日から出生届出日までの期間（A村「本籍人」の「私生子」）

届出年	10日以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年以内	3年以内	5年以内	10年以内	20年以内	計	翌年以降
1898(明31)	5 (1)									5 (1)	
99(明32)	11 (1)		1				1	2		15 (1)	3
1901(明34)	14 (2)		1(1)			1(1)		2(2)		18 (6)	4 (4)
02(明35)	13 (1)					2(2)		1(1)		16 (4)	3 (3)
03(明36)	7									7	
04(明37)	11			1(1)		1(1)	1(1)	1(1)	6(6)	21(10)	10 (9)
05(明38)	15 (3)			1		2(1)	1(1)	2		21 (5)	5 (2)
08(明41)	18 (3)	2(2)								20 (5)	
09(明42)	15 (5)					2			1	18 (5)	3
11(明44)	14 (4)				1			2		17 (4)	3
12(明45)	16 (2)	1(1)				2	2(1)	2(1)	1(1)	24 (6)	7 (3)
計	139(22)	3(3)	2(1)	2(1)	1	10(5)	5(3)	12(5)	8(7)	182(47)	38(21)

注：1) ( ) は、村外出生数。

2) たとえば、「1ヶ月以内」は11日～1ヶ月。

(ウ) 「私生子」が遠隔地で出生するケースが多い。

「嫡出子」でも村外で出生する場合は少なくないが、「私生子」の方が村外出生・遠隔地出生がめだつ。村外出生率は調査の限り「嫡出子」は12%に対し、「私生子」は26%であった。

(エ) 「私生子」を複数回出産する女性が非常に多い。

「私生子」を出産した女性 110 名のうち、1 回だけ「私生子」を出産したものは 76 名（1 回だけ「私生子」の双子を出産した女性 2 名を含む）、2 回以上のものは 34 名であったが、出生子数でみると、1 回だけ「私生子」を出産した女性から出生した「私生子」は 78 名で、全体の 43% にすぎず、「私生子」の過半（57%）は複数回「私生子」を出産した女性から生まれたのである（表 3）。しかも未調査の年度がかなり存在するから、後者の 57% という数字は、実際にはさらに高いことは容易に推定でき、大半の「私生子」は同じく「私生子」の兄弟姉妹を有していたということになる。これは私生子は「私通による出生子」「不義の子」という先入観からすれば、意外なことであろう。また同一女性が「嫡出子」と「私生子」を両方出産したことが判明するケースは非常に少なく、ほとんどの場合「私生子」は「私生子」同士の、「嫡出子」は「嫡出子」同士の兄弟姉妹をもっていたことになる<sup>(4)</sup>。

表 3 「私生子」出産回数

出産回数	女性数	延べ出生子数
1	76	78
2	13	26
3	11	33
4	7	28
5	1	5
6	2	12
計	110	182

注：出産回数「1」には、双子を 1 回出産した女性 2 名を含む。

(オ) 1) 姉妹ともに「私生子」を産むケース、2) 叔母・伯母と姪がともに「私生子」を産むケース、3) 「私生子」の母も「私生子」であるケースなどがある程度めだつ。1) は 6 例あり、うち 1 例は 3 姉妹がともに「私生子」を産んでいる。2) は 3 例（ただし 1 例は親子の可能性もある）、3) は 2 例あった。

(カ) 出生子が入る家の戸主は、「嫡出子」の場合は大半が出生子の祖父または父であったのに対し、「私生子」の場合は母の父（つまり祖父）や母の兄弟の場合が多いが、母自身の場合も少なくなく（母 13 名、「私生子」24 名）、さらに母の子（つまり兄または姉）の場合も 7 例（母 7 名、「私生子」11 名）あった。

以上のような「私生子」出生に関する諸特徴は、結論的にいえば、筆者はすべて相互に関連していると考えている。そこでまず（ア）A 村の「私生子」出生率が高い点から検討しよう。

「私生子」出生率の A 村と全国平均との差は、たんに地域差やこの村の特殊要因に帰せられるのではなく、「身分登記簿」と全国統計の資料的性格の相違に起因するところが大きい。

第 1 に「身分登記簿」は、「身分」に関するその年の届出を登記した帳簿であり、「身分」に関

する事件がその年に生じたか否かは問わない。これに対して『日本帝国人口動態統計』の出生統計は、その年における出生事実についてのその年の届出（ただし12月下旬の出生子をカバーするために翌年1月上旬の届出まで含む<sup>(5)</sup>）の統計である。したがって（イ）のように「私生子」の出生届が、かなり遅れて出される場合が少なくなかった場合には、『人口動態統計』と単純に比較できない。

こうしてA村「身分登記簿」に記載された出生「私生子」182名のうち37名（表2の最右欄の38名から、1903年12月末生で翌年1月初の届出の者1名を除く）が、すなわち出生届出「私生子」のうち20%が『人口動態統計』に算入されていないのに対し、「嫡出子」「庶子」は判明する限りほとんどすべて規定通りの期間に届出られているから、その限りこれらはほとんどすべて統計に算入されている。

さらに『人口動態統計』の1898年までの「身分」別出生統計は、「本籍人出生」統計であったが、1899年以降は「現在人出産」統計になった（『日本帝国統計年鑑』も同様）。本籍地別ではなく出生地別統計になったのである。しかし本稿の資料はA村を本籍地とする出生子のデータであり、このことも、ある程度A村の「私生子」出生率が全国統計よりも高めに表れる要因になっている。すなわち、（ウ）のように「嫡出子」より「私生子」の方がより多く村外で出生していたからである。もっとも表2のように村外出生「私生子」は、出生年の翌年以降の届出の割合が高い（また翌年以降の届出は村外出生「私生子」が多い）が、それでも村外出生「私生子」の55%は、その年のうちに届け出た。そして「現在人出産」統計では彼らは当然A村の「私生子」数には算入されず、出生地である県内外のとくに都市部（後述）の「私生子」数に算入された。もちろん村外を本籍地とするものでA村で出生した「私生子」もいたが、それらはA村「本籍人」の村外出生「私生子」数に比せば多くないと思われるし、村外本籍人のA村出生「嫡出子」もいた<sup>(6)</sup>。

こうした点を考慮に入れても、なおA村の「私生子」出生率は全国平均より高いかもしれないが、両者の差はかなり縮まるであろう<sup>(7)</sup>。

さて、A村の「私生子」出生率を全国平均より見かけ上高くした要因である（イ）の出生届の大幅な遅延は、すでに述べたように明治後期には一般に広範にみられたが、A村の事例から推し量れば、こうした遅れて出生届が出された者および未届出生子の大部分は、届け出れば「私生子」となったはずの子であり（婚姻届を出した夫婦の子の出生届をなかなか出さない理由は後述注11などのように皆無ではないが乏しい）、この頃前年以前出生の届出数はその年出生の届出数の3～5%程度であったから（前述）、明治後期の実際の「私生子」出生数は統計より同じ程度多かった可能性が高い。

どのような事情で出生届が出されないのだろうか。種々の文献によれば、たとえば次のような記述が見いだせる。

大都市の例では、横山源之助『日本の下層社会』（1898年刊）は、東京の「貧民の家庭」につ

いて、

しかして一家夫婦なりと称する者を見るに、正式に媒介者を得て夫婦となりたるは極めて少なし。実際を探れば一ツの路地数十軒、真実の夫婦は二、三に過ぎざらん。しかして一ト長屋、僅かに警官の手帳に記名ありて、区役所の帳簿に上らざる児童、それ幾十人ぞ。成人してなお国籍なく、日本人にして日本人民ならざるものまた多かるべし。貧窟に国籍なき児童多きは、けだし野合して私生児産れ中途にして婦女の逃走するもの多きより生ず<sup>(8)</sup>。

と述べ、また『日本残酷物語』は、1903年頃の東京・下谷の万年小学校について、

親が無籍者であったり、私通して生まれたために、出生届がでていない子もとにかく入学させ、学校で戸籍の整理、出生届や国籍の整理を代行してやったといわれる<sup>(9)</sup>。

という。これらは都市下層における内縁の夫婦、「私生児」や出生未届の者の多さを強調し、学齢期に達した子供について小学校が出生の届出などを支援していることを指摘している。彼らの中には、大都市内部で再生産された者とともに、親が地方から流入し本籍を地方にもつものも当然多かったであろう。

農山村の例では、岐阜県大野郡白川村について、江馬三枝子『飛騨白川村』に、

平瀬出身の高島氏（明治八年生まれ）は、彼の生家に当時戸籍に載っていなかったものが、三人もいた。そしてどこの家にもそんなものが一人、二人ぐらいはいたと語っている<sup>(10)</sup>。

とある。これはおそらく大家族制のもとで正式な婚姻ができない傍系家族の子であったと思われる。

これらで示されているように戸主や親などに承認されていない内縁の夫婦の子や「不義の子」としての婚外子の場合、それ自体が出生未届出のインセンティブになっていた場合も多かったであろう<sup>(11)</sup>。しかし子の「身分」を確定するインセンティブに乏しいのは、たんにそうした場合に止まらず、また大都市の貧民層や飛騨白川村のような大家族制の場合のみならず、下層の人々一般についていえることであり、非常に広範に存在したと思われる。すなわち冒頭にも指摘したように、無資産ないし相続すべき資産がなく、また就学率が一般に低い段階で子を学齢期に達した際に必ず就学させるという積極的な意思がない場合、ただちに出生届を出して戸籍に入れ、子の「身分」を確定する必要性を感じない。そしてこのような場合、やがて出生届を出し「私生子」となった者の中には、社会的婚外子だけではなく両親が事実上の婚姻をなしていながら婚姻届を出していなかった場合も少なくなかったと推測される。

実際、戸主や親の諒解のもとでの婚姻でも、婚姻届をだす慣行が十分定着していなかったという指摘は多い。松本暉男によれば、明治民法施行後も、「婚姻届出制への信頼はうすくその權威は事実極めて低いものであった」のであり、「子供が学校に通い出す頃に慌てて婚姻届をすることが多かったともいわれる」という（出生未届の子を「嫡出子」として戸籍に入れるために「慌てて」婚姻届も出すのであろう）。さらに、

民法で、国家法上の婚姻以外に婚姻はありえないことになったが、民衆にとって、婚姻は社



会的—とくに親族隣里によって承認さるべきもの、ただそれだけのもの、という通念が決定的だった。他方、慣習的地方的な儀式の挙行は、それ自体夫婦の恒久的生活共同体を浄化し、公示するものと信頼されており、この結婚式によって婚姻は成立するものと観念された。

という。婚姻が社会的に承認され成立するのは、婚姻届によるのではなく、結婚式の挙行によるのであった。しかも婚姻は、「夫となり妻となる」ことよりも、なによりも「家」への所属の変動であったから、「特に女子の場合は、『家風ニ合フ』ことが諒承されて初めて婚家の所属員たることが現実に確定し、ここに初めて婚姻届はだされ」たから、いよいよ事実婚と法律婚が一致しないという<sup>(12)</sup>。もっとも繰り返すが、足入れ婚のような一時的な届出猶予ではなく、たんに婚姻届を出す慣行が定着しにくかったのは、やはり下層に顕著という階層性があると思われる。

これらをおある程度裏付ける若干の調査が、戦前に行われている。まず岡崎文規が示している1940年の結婚挙式日と婚姻届日の間隔に関する東京の事例では<sup>(13)</sup>、平均で挙式後9.9カ月後ようやく婚姻届を出し、挙式後1カ月未満に婚姻届を出した者は12%にすぎず、1年以内の婚姻届は77%となっており、長いものでは挙式後4年経過して婚姻届を出していた。そして職業別にみると、「俸給生活者」が最も短く、次いで「自由業者」、「交通労務者」の順となり、最も長いのは「日傭」「其の他の労務者」であった。岡崎は、これを教育程度の高いと推定される職業層ほど短く、教育程度の最も低いと思われる層ほど長いと指摘しているが、同時に下層ほど婚姻届が遅れるというように経済的階層とも関連づけられよう。

こうして事実上の婚姻をなしても、婚姻届を出さず、子が出生しても多くの場合なかなか出生届も出されなかった。とすれば(イ)のように「私生子」の出生届が遅延するケースが多いことにも、(エ)のように「私生子」を複数回出産する女性が非常に多いことにも何の不思議もない<sup>(14)</sup>。また(オ)のように姉妹ともに、あるいは伯母・叔母や親子ともに「私生子」を産んだケースが目立つことも、同様に自然なことである。出生届や婚姻届を法の規定どおり出す慣行が定着しなかったのは、個人レベルの問題ではなく、「家」レベル、さらには階層レベルの問題だったからである。

事実上の婚姻成立にもかかわらず婚姻届が出されない事情はさらに多様である。先に引いた岐阜県白川村に関する調査研究において、福島正夫は、事実上の夫婦が婚姻届を出さないために「私生子」「庶子」となっていた事情を説明している。すなわち同村では、戸籍上分家した者の大部分は、その時点で単身者であったが、実質はすでに妻子をもっており正式の婚姻をしていなかっただけである。したがって彼らの子は出生届では「私生子」「庶子」となっていた。「おそらくは、村外分家のほとんど」(傍点引用者、以下同様)はこのタイプと考えられる。この点に関しては、時期別にも特徴があり、分家した者のその時点での(法的な)既婚率は明治期は低かったが、大正期以降増大し、このタイプの単身者が減少した。福島は、以上の指摘の上に、いくつかの具体的な事例をあげている<sup>(15)</sup>。白川村の事例は表面的には大家族制のもとでのやや特殊な

事例にみえるが、福島分析はA村をはじめ農山漁村一般の「私生子」出生を考える際にきわめて示唆的であり、白川村の事例も「私生子」出生の点ではA村の事例の一変種にすぎないように思われる。白川村では、次三男が高山町などに出て村外分家をする場合、去家または事実上の分家から、本家に経済的に自立したと認められ籍をとって法的に分家するまで数年という長い期間がかかった。また婚姻届も戸主の同意が必要だったから、村外で経済的に自立したと戸主(本家)に認められるまで出せない。そして法的な分家は婚姻・認知等の旧戸主による統制の解除を意味するから、経済的自立→法的な分家とほぼ同時あるいははまもなくの婚姻届・準正・認知等が行われた。これに対して村内分家はもともと本家との諒解があり、事実上の分家と法的なそれとの時間的な隔たりが長くないという<sup>(16)</sup>。

福島分析では村外(本籍地以外)の遠隔地に居住していた場合、経済的自立とその戸主による確認の必要性が強調されているが、一般にはその他に、(女性側を含めて)戸主による婚姻相手の確認が困難といった事情も、婚姻届が実際の婚姻生活開始より大幅に遅れたり出されなかったりする要因になったであろう。

そこで(ウ)のA村を本籍地とする「私生子」出生の村外出生を検討すると、「私生子」の村外出生率は、届出まで1年以上の場合は57%、全体でも26%に上っていた。そしてこれら「私生子」の出生地などをみると(表4)、事例が多くないが次のような点が指摘できる。第1に、出生地が遠隔地ほど届出が遅くなる。第2に、村外出生地は村ではなく都市部(東京その他の市町)が圧倒的に多い。第3に、出生地が村より都市部ほど届出が遅くなる。こうしてA村を本籍地とする女性が主に都市部に流出し、そこで子供を産むが、過半のものが規定の10日以内に出生届をださず、遅れて「私生子」として届け出たのである。これは「私生子」出生率は地方より都市部の方が高かったという、従来指摘されていることと整合的であるが、これまでの研究はほぼ年内に届け出た出生数に依拠しているから、そうした「私生子」出生の地域性の特徴は実際には統計以上に一層顕著だった可能性が強い。

表4 村外出生子の出生地(A村「本籍人」の「私生子」)

届出年	県内				県外(東京市を除く)				東京市	計
	他市	他町	他村	計	他市	他町	他村	計		
1898(明31)							1	1		1
99(明32)		1		1						1
1901(明34)		2		2	1[1]		3(3)	4(3)[1]		6(3)[1]
02(明35)	1(1)	1(1)		2(2)					2(1)	4(3)
03(明36)										
04(明37)	2(2)			2(2)		4(4)		4(4)	4(3)[1]	10(9)[1]
05(明38)	2(2)	1	2	5(2)						5(2)
08(明41)		2 [1]	1	3 [1]		1 [1]		1 [1]	1	5(2)
09(明42)		4		4			1	1		5
11(明44)		1	1	2		2		2		4
12(明45)		2 [1]	1	3 [1]		3(3)		3(3)		6(3)[1]
計	5(5)	14(1)[2]	5	24(6)[2]	1[1]	10(7)[1]	5(3)	16(10)[2]	7(4)[1]	47(20)[5]

注：1) ( ) は、届出まで1年以上の出生数。

2) [ ] は、届出まで11日以上1年未満の出生数。

さらに戸主や親の同意のもとでの婚姻でも、婚姻届を法的に出せないケースが少なくなかったと思われる。すなわち善積も指摘するように、明治民法の規定によれば、法定の推定家督相続人は原則として他家に入ることができないし、戸主が婚姻により他家に入るときは種々の制約を受ける隠居の手続きが必要となる。しかしそうした法的な制約を問題にしないで（婚姻届を出さず）事実上の婚姻を成立させる場合も多かったであろう。中島玉吉は、1920年代初頭に京都西陣警察署の協力を得て、同地区の内縁夫婦の要因に関する興味深い調査を行っており、それによると調査数172のうち、最多の要因は、「男女双方戸主又は相続人なるが為めに入籍不能のもの」であった（50件、29%）<sup>(17)</sup>。A村の場合、(カ)のように「私生子」の母が戸主であったケースが少なくないが、これはそうした内縁のために、出生子が「私生子」となった可能性が少なくない。「私生子」の母が長女だった場合も、一概にいえないがその可能性は捨てられない。さらに「私生子」の戸主が母の子である場合が数例あったのも、もともと母が戸主であったが事実上の婚姻により出生した子が家督相続した場合が多かったようである（後述）。

これらの場合、出生後すぐに出生届や認知がなされただろうか。もし民法の規定ゆえに法的な婚姻が成立せず、それゆえに出生子が「私生子」となるだけならば、ただちに出生届や認知がなされてもよさそうだからである。A村では、「私生子」の母が戸主の場合、13名の母から24名の「私生子」が生まれているが、このうち2名の母がそれぞれ3名・4名の子を一度にまとめて出生届を出している例と1名の母が「私生子」1名を1年余後に出生届を出している例を除いて、すべて（つまり10名の母が16名の「私生子」について）規定の10日以内に出生届を出していた。複数の「私生子」を数年おきに産み、その都度ただちに出生届を出していた母も3名存在していた。これらの出生子は、ほとんどの場合少なくとも出生届を出した年には認知されていないが、多くは、両親が事実上の婚姻を成しているにもかかわらず、民法規定のゆえに法的な婚姻が成立せず「私生子」となっただけと推定される。しかし他方で、例外的に出生届とともに認知を受けた例（したがって父親の続柄が判明する例）があり、これは4名の子の出生届をまとめて出した事例であったが、父はすべて同一人物で、かつ彼も戸主の長男（法定推定相続人）であり、寄留先は出生子の母と同一番地で子の両親は同居していることが判明する。したがってただちに出生届が出されない場合でも、上記のような要因で出生子が「私生子」となった場合は大いにあり得るのである<sup>(18)</sup>。

いずれにせよ、先に述べたようにとりわけ女性が村外に出て子を産んだ場合に上記のような種々の要因により出生子が「私生子」となりやすく、その出生届も遅れることが多くなった。とはいえA村を本籍地とする「私生子」出生では、全体として規定の10日以内に出す場合の方がはるかに多い。これは、事実上の婚姻をなしながら婚姻届をださず、しかし出生届は速やかに出すという行動パターンが少なくないことを示唆する。その理由は、当然ではあるが、出生届を出さねば無戸籍者になることが決定的であろう。婚姻届と子の出生届は後者の方が優先度ははるかに高かった。婚姻届は出さなくても出生届はたとえ遅れても出したのも同様である。既述の法律

婚主義浸透の要因がそのまま当てはまるのである。政策的な届出督促、万年小学校でみられたような就学という契機などがそれであり、さらに両親の社会階層の上昇という場合もあったかもしれない。

こうして社会的には婚外子といえなくても、法的には婚外子であるものが大量に生まれた。そしてA村の事例を個別に検討すると、明らかに事実上の婚姻をなしながら婚姻未届出のために出生子が「私生子」となっていると推定されるものがきわめて多いことがさらによく理解されるはずである。そこで次に、A村の個別事例を具体的に紹介しよう。

#### 注

- (1) 本章で、「嫡出子」「庶子」「私生子」などと鍵括弧を付けて用いる場合は、原則として資料上の記載を示す。したがって「嫡出子」「私生子」などが実際に嫡出子・婚外子であったか否かは当然別の問題であり、かつそれが本稿の中心的な関心事である。
- (2) これは未調査の年があるから、実際にはもう少し多いはずである。
- (3) 1904年の事例。次に遅いのは1909年に満17歳に達する直前に届け出られた事例。なお「庶子」については当然ながら「嫡出子」と同様に、すべて出生後10日以内に届け出られている。
- (4) 「嫡出子」については網羅的に調査していないが、調査の限り、「嫡出子」と「私生子」を両方出産したケースは、2例あるのみで、1例は「私生子」はすぐ認知されて父が同一であることがわかるし、他の1例は、母が同姓同名の異人物である可能性もある。また「庶子」と「私生子」、「庶子」と「嫡出子」を両方出産したケースも見当たらない。
- (5) 『明治三十一年日本帝国人口統計』（1901年刊）所収の内閣訓令第2号を参照。なお『日本帝国統計年鑑』の「本籍人生産」には、翌年1月の出生届を含んでいない年もあるが、「嫡出子」「私生子」別の「現在人出産」には関係ない。
- (6) さらにA村「本籍人」の「私生子」出生率が全国のそれより高く表れる要因として、「私生子」の出生届を出しても、まもなく両親が婚姻届を出すなどして「私生子」認知をすれば「嫡出子」または「庶子」となることが作用していることも考えられる。たしかに資料の「私生子認知之部」をみると、出生後年内に認知しているケースは存在するが、しかしそれほど多くないし（6例。うち1例は出生届と同時に。すべて「庶子」に認知）、出生統計には年内の「私生子認知」も考慮に入れていないはずである。
- (7) ちなみにA村所在県の「私生子」出生率はこの時期に全国平均よりとくに高いわけではない。
- (8) 前掲、横山『日本の下層社会』57頁。
- (9) 『日本残酷物語』5（平凡社ライブラリー版、1995年）79頁。
- (10) 江馬三枝子『飛騨白川村』（未来社新装版、1996年）23頁。
- (11) さらに1年以上といった大幅な届出遅延の理由にはならないが、実際問題として戸籍吏にただちに届をだせない場合もあった。板橋春夫「生まれ替わる名前」（『群馬歴史民俗』20号、1999年）は、石川県石川郡吉野谷村を事例として、山村では冬季に雪で交通が途絶えたり、春夏は焼畑農耕で長期間村里から離れるために出生届が遅れることを指摘している。
- (12) 以上、松本暉男『近代日本における家族法の展開』（弘文堂、1975年）263～264頁。
- (13) 前掲、岡崎『日本人口の実証的研究』180～185頁。
- (14) ただし、逆に「私生子」または「庶子」を複数回出産した女性がすべて事実上の婚姻を成していたとは限らず、たとえば妾として生活していた可能性もあろう。それでも4人も5人も妾が同一男性の子を産むケースは想定しにくいように思われる。
- (15) 福島正夫『日本資本主義と「家」制度』（東京大学出版会、1967年）341～343頁。
- (16) 同上、349～353頁。

- (17) 中島玉吉『親族相続法改造論』(大鏡閣, 1927年) 157~179頁〔初出論文は1923年刊〕。これによればほぼ明治民法独自の制約といえるものは、「両親戸主の承諾せざるもの」(3位, 22件)・「両親戸主等同意権者の行衛不明の爲め」(3件)とあわせて44%〔調査報告の要領を得ざるもの〕16件を除けば48%とほぼ半数)を占めている。またやはり足入れ婚とみなされる「妻の出産するまでとするもの」(4位, 14件)や「妻が家風に合ふや否や不明の爲め」(1件)も存在するし、さらに「何気なく怠慢に付し居るもの」(2位, 40件), 「手続の煩を厭ひて(寄留者に多し)」(6件), 「女の方年齢甚しく上なるを恥ぢて」(4件), 「無智にして入籍の意義を解せざるもの」(1件)などと婚姻届の未定着あるいは遠隔地出身者が届出を出さない様子が窺われる。なお中島は, 4位の「出産を入籍の時期となす」といった足入れ婚とみなされる慣行が京阪地方に旧来から一般に行われ, この「男子に都合の好い」慣行は近年まで「原則と云つて可い程で」, 子が生まれて「始めて入籍と云ふ決心を固めたものである」(170頁)としている。じつは速水融が検出した大阪を中心とした地域の高い私生子比率の要因は, 儒教倫理の不浸透という速水の推定とはむしろ逆にこうした男性優位の慣行であった可能性が高いと筆者は考えている(この相違はもちろん速水が私生子=私生児と想定するのに対し, 筆者はそう考えないところからきている)。

ちなみに, 昭和戦前期ではあるが, 女性が法定の推定家督相続人であったために, 事実上の婚姻をなしてもなかなか婚姻届が出せなかった事例を1つあげておこう。作家の森山啓と妻みよの場合である。「みよは, この年〔昭和20年〕より十六年前に即ち昭和四年に, 私と結婚していた。が, 角谷いとの一娘だったため, 戸籍の上では, 長らく私の内妻にすぎなかった。それが, 昭和十六年に, みよの生まれ故郷である小松へ疎開してから, 私とみよの間に生まれた次男を角谷家の養子とし, みよを正式に私の戸籍へ入れたのだった。戦争でいつ死別するかわからないときに, 何の財産もない私の『正妻』となったことを, みよは心から喜んでくれた」(森山啓「霜柱二十年回顧録」『北国新聞』1965年1月12日夕刊)。これによると, 事実上の婚姻成立の12年後に婚姻届を出したから, その間, 出生した彼らの子供たちは「私生子」または「庶子」だったことになる(のちに次男を角谷家の養子としたとあるから, 子は認知され「庶子」として森山家に入っていたのであろう)。そして長男は森山家の推定家督相続人になるから, 次男をみよの実家の養子とすることによって実家の推定家督相続人とし, それによりみよは法定の推定家督相続人でなくなり, 森山家の戸籍に入ることが可能となったわけである。

- (18) 「私生子」の母が長女の場合は, 母25名により35名の「私生子」が生まれているが, うち母20名による出生「私生子」25名については出生後10日以内に届けている。しかし当然ながら事情の推定は出生子の母が戸主の場合より一層困難となる。